

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 153 件

厚生年金関係 153 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月10日は28万7,000円、同年12月25日及び19年8月10日は28万円、同年12月25日及び20年8月10日は27万4,000円、同年12月25日は26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日  
② 平成18年12月25日  
③ 平成19年8月10日  
④ 平成19年12月25日  
⑤ 平成20年8月10日  
⑥ 平成20年12月25日

申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が事業主から年金事務所に遅れて提出されたため、申立期間の賞与が年金額の計算の基礎とされない標準賞与額と記録されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給料支払明細書（控）により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の給料支払明細書（控）において確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 18 年 8 月 10 日は 28 万 7,000 円、同年 12 月 25 日及び 19 年 8 月 10 日は 28 万円、同年 12 月 25 日及び 20 年 8 月 10 日は 27 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 26 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立期間について、標準賞与額の届出を行っていないことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 8 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名： }  
基礎年金番号： } (別紙一覧表参照)  
生年月日： }  
住所： }

### 2 申立内容の要旨

申立期間： (別紙一覧表参照)

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から判断すると、申立人は、〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間について、標準賞与額の届出を行っていなかったことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月23日に、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3894		男	昭和38年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	70万円 70万円
3895		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	40万円 40万円
3896		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	50万円 50万円
3897		女	昭和22年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	23万円 23万円
3898		男	昭和43年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	30万円 30万円
3899		男	昭和22年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	33万円 33万円
3900		男	昭和32年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	32万円 32万円
3901		男	昭和28年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	60万円 60万円
3902		男	昭和31年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	40万円 40万円
3903		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	37万円 37万円
3904		男	昭和30年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	34万5,000円 34万5,000円
3905		男	昭和29年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	34万5,000円 34万5,000円
3906		女	昭和30年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	23万円 23万円
3907		女	昭和40年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	21万円 21万円
3908		男	昭和30年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	21万9,000円 21万6,000円
3909		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	31万8,000円 12万2,000円
3910		男	昭和27年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	34万3,000円 36万6,000円
3911		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	39万3,000円 40万円
3912		男	昭和19年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	36万6,000円 33万7,000円
3913		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	37万6,000円 36万9,000円
3914		男	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	4万1,000円 2万9,000円
3915		男	昭和27年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	30万6,000円 31万5,000円
3916		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	37万8,000円 38万9,000円
3917		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	37万3,000円 37万4,000円
3918		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年7月25日	36万9,000円 37万3,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3919		男	昭和29年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万5, 000円 4 万円
3920		男	昭和14年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	36万円 35万5, 000円
3921		男	昭和21年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万8, 000円 31万9, 000円
3922		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万7, 000円 10万2, 000円
3923		男	昭和16年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	33万円 34万5, 000円
3924		男	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	38万1, 000円 39万1, 000円
3925		男	昭和19年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万3, 000円 31万3, 000円
3926		男	昭和32年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	5 万円 37万4, 000円
3927		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	13万8, 000円 14万7, 000円
3928		男	昭和27年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	45万6, 000円 45万6, 000円
3929		男	昭和33年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	34万7, 000円 4 万7, 000円
3930		男	昭和20年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	23万8, 000円 32万6, 000円
3931		男	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	34万4, 000円 35万円
3932		男	昭和21年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	5 万2, 000円 7 万9, 000円
3933		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	5 万円 34万円
3934		男	昭和19年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	8 万1, 000円 31万2, 000円
3935		女	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	21万5, 000円 35万4, 000円
3936		男	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	34万1, 000円 35万8, 000円
3937		男	昭和28年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	12万2, 000円 14万2, 000円
3938		男	昭和20年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	5 万1, 000円 5 万2, 000円
3939		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	13万7, 000円 14万1, 000円
3940		男	昭和27年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万7, 000円 34万5, 000円
3941		男	昭和32年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	33万8, 000円 38万3, 000円
3942		男	昭和44年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	36万2, 000円 37万2, 000円
3943		男	昭和19年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	35万3, 000円 35万9, 000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3944		男	昭和19年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万円 4 万1,000円
3945		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万円 4 万7,000円
3946		男	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	11万8,000円 4 万1,000円
3947		男	昭和17年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	35万4,000円 31万円
3948		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	33万1,000円 35万1,000円
3949		男	昭和14年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万9,000円 33万4,000円
3950		女	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	11万7,000円 21万2,000円
3951		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	5 万円 9 万7,000円
3952		男	昭和29年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	32万8,000円 33万7,000円
3953		男	昭和28年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	3 万3,000円 1 万4,000円
3954		男	昭和22年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	13万5,000円 31万9,000円
3955		男	昭和20年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	19万9,000円 32万4,000円
3956		男	昭和47年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万6,000円 4 万9,000円
3957		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万1,000円 4 万4,000円
3958		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万7,000円 2 万1,000円
3959		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	32万8,000円 35万2,000円
3960		男	昭和20年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	3 万9,000円 32万8,000円
3961		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	33万3,000円 33万9,000円
3962		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	41万5,000円 42万8,000円
3963		男	昭和29年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	3 万5,000円 3 万3,000円
3964		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	34万6,000円 35万3,000円
3965		男	昭和31年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万6,000円 4 万6,000円
3966		男	昭和29年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万3,000円 1 万円
3967		男	昭和16年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万8,000円 1 万5,000円
3968		男	昭和33年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	33万3,000円 32万4,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3969		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	34万5,000円 34万9,000円
3970		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	37万3,000円 39万6,000円
3971		男	昭和22年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	11万8,000円 8万2,000円
3972		男	昭和31年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	32万3,000円 32万2,000円
3973		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	35万5,000円 33万1,000円
3974		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	2万9,000円 3万4,000円
3975		男	昭和18年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	3万4,000円 3万円
3976		男	昭和28年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4万円 2万8,000円
3977		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	2万7,000円 2万5,000円
3978		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	32万4,000円 13万8,000円
3979		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	11万5,000円 12万7,000円
3980		男	昭和20年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	30万9,000円 31万円
3981		女	昭和29年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	32万7,000円 32万2,000円
3982		男	昭和28年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	30万5,000円 32万2,000円
3983		男	昭和30年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	34万円 33万3,000円
3984		男	昭和24年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	34万円 35万7,000円
3985		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4万8,000円 2万5,000円
3986		男	昭和22年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万9,000円 30万円
3987		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	33万9,000円 37万6,000円
3988		男	昭和31年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万3,000円 32万9,000円
3989		男	昭和26年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	30万4,000円 31万9,000円
3990		男	昭和45年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万4,000円 31万2,000円
3991		男	昭和21年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万7,000円 31万1,000円
3992		男	昭和18年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万7,000円 34万9,000円
3993		男	昭和27年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4万7,000円 3万8,000円



事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
3994		男	昭和27年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	21万円 34万2,000円
3995		男	昭和28年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万1,000円 32万9,000円
3996		男	昭和31年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	20万1,000円 20万1,000円
3997		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	30万8,000円 31万4,000円
3998		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	2 万6,000円 9 万5,000円
3999		男	昭和33年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	1 万9,000円 31万7,000円
4000		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	5,000円 13万3,000円
4001		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	8,000円 33万5,000円
4002		男	昭和29年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	6,000円 30万6,000円
4003		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	9 万9,000円 32万1,000円
4004		男	昭和36年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	3 万9,000円 3 万7,000円
4005		男	昭和28年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	31万8,000円 32万9,000円
4006		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	30万円 30万円
4007		男	昭和32年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	27万5,000円 27万5,000円
4008		男	昭和32年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	29万5,000円 29万5,000円
4009		男	昭和37年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	24万5,000円 24万5,000円
4010		男	昭和39年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	5 万円 5 万円
4011		男	昭和15年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	3 万円 3 万円
4012		男	昭和38年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	22万円 22万円
4013		男	昭和17年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	26万円 15万円
4014		男	昭和18年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万円 2 万4,000円
4015		男	昭和19年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	8 万円 5 万2,000円
4016		男	昭和23年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	20万7,000円 32万6,000円
4017		男	昭和39年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万4,000円 4 万3,000円
4018		男	昭和32年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	4 万1,000円 3 万5,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4019		男	昭和17年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	1 万3, 000円 8 万1, 000円
4020		男	昭和25年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	17万8, 000円 18万5, 000円
4021		男	昭和22年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	29万7, 000円 32万8, 000円
4022		男	昭和21年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	26万円 26万円
4023		男	昭和31年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	9 万6, 000円 19万5, 000円
4024		男	昭和42年生		平成19年12月20日 平成20年 7 月25日	2 万円 36万3, 000円
4025		男	昭和16年生		平成19年12月20日	2 万9, 000円
4026		男	昭和23年生		平成19年12月20日	32万6, 000円
4027		男	昭和19年生		平成19年12月20日	2 万4, 000円
4028		男	昭和24年生		平成19年12月20日	4 万1, 000円
4029		男	昭和19年生		平成20年 7 月25日	20万円
4030		男	昭和18年生		平成20年 7 月25日	7 万9, 000円
4031		男	昭和23年生		平成20年 7 月25日	32万5, 000円
4032		男	昭和29年生		平成20年 7 月25日	34万6, 000円
4033		男	昭和52年生		平成20年 7 月25日	3 万5, 000円
4034		男	昭和21年生		平成20年 7 月25日	2 万3, 000円
4035		男	昭和39年生		平成20年 7 月25日	4 万4, 000円
4036		男	昭和19年生		平成20年 7 月25日	1 万6, 000円
4037		男	昭和32年生		平成20年 7 月25日	1 万2, 000円
4038		男	昭和24年生		平成20年 7 月25日	1 万1, 000円
4039		男	昭和28年生		平成20年 7 月25日	2 万円
4040		男	昭和30年生		平成20年 7 月25日	1 万6, 000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月1日から42年4月1日までの期間及び43年9月16日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の国のA局における資格取得日に係る記録を41年6月1日、資格喪失日を42年4月1日、及び資格取得日を43年9月16日、資格喪失日を同年12月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、41年6月から42年3月までは1万2,000円、43年9月から同年11月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から44年4月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、昭和41年4月1日にA局B所から同局C所に異動し勤務していた期間であり、申立期間に同局C所から支給される給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A局が保管する申立人に係る人事記録、複数の同僚の供述、及び同局の回答から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月1日から42年4月1日までの期間及び43年9月16日から同年12月1日までの期間において、同局C所に勤務していたことが認められる。

また、A局は、「厚生年金保険の加入手続及び給与計算については、A局本局において行っていた。申立期間当時の社会保険関係書類及び社会保険料納付に係る行政文書は既に廃棄済みであるが、現在、当局においては、

申立人と同様の事務補佐員としての業務形態の場合、採用日から厚生年金保険被保険者資格を取得する手続を行っていることから、申立人についても当時、同様の取扱いをしていた蓋然性が高いと考えられる。」と回答しているところ、同局が保管する「職員名簿」（昭和 41 年 5 月 1 日現在）により、申立期間当時、同局D所及び同局E所において申立人と同じ事務補佐員として在籍していたことが確認できる同僚3人は、同局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該同僚のうち、連絡が取れた同僚一人は、「私は、昭和 41 年 5 月から約 1 年間、A 局に事務補佐員として雇用され、この間に同局E所及び同局F所において勤務した。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までの期間及び 43 年 9 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間より前の厚生年金保険被保険者資格の取得時（昭和 40 年 4 月 1 日）の標準報酬月額が 1 万 2,000 円であること、及び同局が保管する申立人の人事記録に記載されている昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 3 月 31 日までの期間の日給額が 500 円、43 年 9 月 16 日から同年 11 月 30 日までの期間の日給額が 560 円であることなどから判断すると、41 年 6 月から 42 年 3 月までは 1 万 2,000 円、43 年 9 月から同年 11 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A局は、「当局は国の機関として、会計法規に則った適法な手続により社会保険料を納付しているものであり、この手続は以前と変わらないことから、申立期間当時の社会保険料納付に係る行政文書は既に廃棄処分済みであるものの、納付手続は適法かつ正確に行われていた蓋然性が高いと考えられる。」と回答しているものの、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までの期間及び 43 年 9 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、42 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 16 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間については、A 局が保管する申立人に係る人事記録には、当該期間の記録は記載されていない上、同局は、「当時の社会保険関係書類及び社会保険料納付に係る行政文書は既に廃棄処分済みである。」と回答しており、申立期間当時、同局 C 所において申立人と一緒に勤務した同僚二人に聴取しても、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4042

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和46年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年11月から45年6月までは3万3,000円、同年7月から46年6月までは4万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月20日から46年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、企業年金連合会が提出した「中脱記録照会（回答）」、及び同連合会が厚生年金基金から引き継いでいる「厚生年金基金加入員台帳」から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、「申立人に係る関係資料は無いものの、申立期間当時、厚生年金保険の手続は複写式の届出様式であり、社会保険事務所（当時）と厚生年金基金に同時に提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年7月1日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が提出した「中脱記録照会（回答）」の記録から、昭和44年11月から45年6月までは3万3,000円、同年7月から46年6月までは4万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年8月及び同年9月は15万円、同年10月から5年9月までは16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月24日から同年11月1日まで  
② 平成4年8月1日から7年1月31日まで

A社に勤務していたところ、B社に転籍することになった。勤務形態、勤務場所、業務内容について変更なく継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

B社において、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が低い額で記録されているが、給与が減額されたことはないので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によれば、A社は、当該期間は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同社は法人事業所で、商業登記簿において申立期間①当時も会社が存続していたことが確認できること、申立期間①に係る同社の雇用保険の被保険者記録を有する者

が8人確認できることから判断すると、同社は、申立期間①において事業を継続しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、及びA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に喪失し、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に取得していることが確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間①にA社に継続して勤務し（平成3年11月1日にA社からB社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年6月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなる届出を行っていたと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間については、オンライン記録において、当初、B社における申立人の当該期間の標準報酬月額が4年8月及び同年9月は15万円、同年10月から5年9月までは16万円と記録されていたところ、5年1月6日付けで、当該期間における標準報酬月額が4年の定時決定前である同年8月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、B社における平成5年1月6日現在の申立人以外の厚生年金保険の被保険者全員についても、同日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、B社は、「平成4年当時、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から呼び出しを受け、同社会保険事務所の助言により、標準報酬月額を遡って減額処理する届出を提出した。」と回答している上、同社が提出した、社会保険事務所が平成5年1月19日付けで発行した納入告知書不発行通知書等から判断すると、厚生年金保険料の滞納額を減額させるために行われた標準報酬月額の処理である可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た金額（平成4年8月及び同年9月は15万円、同年10月から5年9月までは16万円）に訂正することが必要である。



一方、申立期間②のうち、平成5年10月1日から7年1月31日までの期間については、B社は、「平成5年及び6年の定時決定に係る標準報酬月額は、4年8月1日に遡って減額した標準報酬月額と同額で届け出たが、社会保険事務所の関与は無かった。申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、申立人は、「B社に転籍後、標準報酬月額が途中から減額された記録となっているが、退職するまで給与が減額されたことは無く、手取額は変わらなかった。」と主張しているものの、オンライン記録によれば、当該期間におけるB社に係る申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人は当該期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年8月及び同年9月は22万円、同年10月から5年9月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月24日から同年11月1日まで  
② 平成4年8月1日から7年1月31日まで

A社に勤務していたところ、B社に転籍することになった。勤務形態、勤務場所、業務内容について変更なく継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

B社において、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が低い額で記録されているが、給与が減額されたことはないので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によれば、A社は、当該期間は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同社は法人事業所で、商業登記簿において申立期間①当時も会社が存続していたことが確認できること、申立期間①に係る同社の雇用保険の被保険者記録を有する者

が8人確認できることから判断すると、同社は、申立期間①において事業を継続しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、及びA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に喪失し、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に取得していることが確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間①にA社に継続して勤務し（平成3年11月1日にA社からB社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年6月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなる届出を行っていたと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間については、オンライン記録において、当初、B社における申立人の当該期間の標準報酬月額が4年8月及び同年9月は22万円、同年10月から5年9月までは28万円と記録されていたところ、5年1月6日付けで、当該期間における標準報酬月額が4年の定時決定前である同年8月1日に遡って16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、B社における平成5年1月6日現在の申立人以外の厚生年金保険の被保険者全員についても、同日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、B社は、「平成4年当時、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から呼び出しを受け、同社会保険事務所の助言により、標準報酬月額を遡って減額処理する届出を提出した。」と回答している上、同社が提出した、社会保険事務所が平成5年1月19日付けで発行した納入告知書不発行通知書等から判断すると、厚生年金保険料の滞納額を減額させるために行われた標準報酬月額の処理である可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た金額（平成4年8月及び同年9月は22万円、同年10月から5年9月までは28万円）に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成5年10月1日から7年1月31日までの期間については、B社は、「平成5年及び6年の定時決定に係る標準報酬月額は、4年8月1日に遡って減額した標準報酬月額と同額で届け出たが、社会保険事務所の関与は無かった。申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、申立人は、「B社に転籍後、標準報酬月額が途中から減額された記録となっているが、退職するまで給与が減額されたことは無く、手取額は変わらなかった。」と主張しているものの、オンライン記録によれば、当該期間におけるB社に係る申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人は当該期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 4 年 1 月 31 日まで  
年金事務所から、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して訂正されている旨の連絡があった。  
当該訂正後の記録は、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A 社における申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する 32 万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 1 月 31 日）後の平成 6 年 7 月 7 日付けで、申立期間における標準報酬月額が 3 年 2 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人と同様に、A 社が適用事業所に該当しなくなった日の後に標準報酬月額が遡って引き下げられている者が 16 人確認できる。

さらに、申立期間当時、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、役員ではなく B 職で、社会保険の担当者でもなかった。」と供述しているところ、商業登記簿においても、申立人が同社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から11年3月まで

平成11年3月頃、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、母親と一緒にA市B区役所に出向き、同区役所の2階の窓口で、納付を忘れていた5か月分の国民年金保険料を納付書で納付したことを記憶している。

それにもかかわらず、申立期間の5か月について、国民年金保険料が未納とされていることに納付できないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成11年3月頃、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張しているが、オンライン記録から、申立人に対し、同年5月21日以降に、国民年金第2号被保険者（厚生年金保険被保険者）から国民年金第1号被保険者又は同第3号被保険者への変更手続を行うことについての勧奨状が送付されたものと推認されることから、申立人については、10年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、当該勧奨状が送付されるまでの間においては、国民年金第1号被保険者への変更手続が行われておらず、申立期間の国民年金保険料については、納付書が作成されないため、納付することはできなかったものと推認できる。

また、申立人は、「A市B区役所の窓口で5か月分の国民年金保険料を納付した。その時の納付金額が大きかったので、それ以降は毎月納付するように努めようと思った。」と供述しているところ、前述の勧奨状が作成された時点（平成11年5月21日）においては、申立期間の国民年金保険料は、前年度分の保険料であるため、同区役所の国民年金の担当窓口で納付することはできなかったものと推認される上、オンライン記録により、申立人の平成11年4月

から同年8月までの5か月間に係る国民年金保険料が同年7月19日にまとめて納付され、同年9月分以降の国民年金保険料が、ほぼ毎月納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4046

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで

日本年金機構の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、その直前の期間の標準報酬月額、及び直後の昭和 44 年 6 月 1 日にA社が合併した事業所において引き続き厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の標準報酬月額よりも大幅に低いことが分かった。

当時、合併した事業所においては、給与等の条件はA社と同じとの説明を受けたことを記憶している。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、当該被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間について、事業主により給与から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

昭和 29 年 12 月 1 日から公共職業安定所の紹介により、A社B支店C出張所に就職し、D市Eの現場において勤務した。当現場での工事が完了したため、30年6月30日に一旦退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。

その後、昭和 30 年 11 月頃に同社B支店C出張所からEの仕事があるので、再度勤務してほしい旨の連絡を受け、同年 12 月 1 日から同社B支店C出張所のF作業所に勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 33 年 8 月 1 日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 33 年 8 月 1 日と記録されており、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、当該資格取得日は申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者資格の取得日と一致する。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿で被保険者記録が確認できる6人の同僚が、申立人は、A社本店や同社各支店で採用される正社員ではなく、現場毎に採用される現場採用者（臨時採用者）であったと供述しているところ、このうち、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする同僚二人は、「現場採用者の厚生年金保険への加入については、現場の責任者の裁量によるため、入社時期と厚生年金保険への加入時期に隔たりがある場合がある。」と供述し、社会保険事務担当の責任者であったとする同僚は、「現場採用者は、しばらくの間は、厚生年金保険に加入させず、日雇健康保険に加入させていた。」と供述している上、前述の6人の同僚のうち、自分自身も現場採用者であったと供述している二人は、それぞれが供述している入社時期から約2年から3年経過した後、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから判断すると、事業主は、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで  
A社において、B業務に携わり、肉体労働に従事していたので、申立期間を労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の後に勤務したC社（現在は、D社）には、申立人が就職した際に提出した履歴書（昭和33年10月18日作成）が保管されており、当該履歴書には、申立人が昭和15年11月にA社に入社し、18年3月に同社を退職し、それ以降は、療養のため職歴が無い旨の記載が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、17年6月1日から18年3月までの期間については、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険法の前身である昭和17年1月に施行された労働者年金保険法における被保険者は、工場や炭坑など一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められているところ、A社には、申立期間当時の資料は一切残されていないため、申立人の職種について確認することができない上、前述の履歴書にも、職種の記載は無く、申立人が労働者年金保険における被保険者に該当する職員であったことを確認できない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、現場での作業ではなく、事務に従事しており、朝礼の際には、課長と交代で挨拶をするなど、申立事業所において、課長を補佐する立場の者であった。」と供述していること、前述の被保険者名簿及び当該課長に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、当該課長については、昭和19年6月1日に厚生年金保険法が施行され、被保険者の

範囲が拡大されたことにより、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は、一般職員であり、労働者年金保険の被保険者に該当する職員ではなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においては、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 2 月 3 日まで  
② 昭和 61 年 2 月 26 日から 62 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A店に勤務していた申立期間①及び②、B店に勤務していた申立期間③、C店に勤務していた申立期間④の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

各店舗において勤務していたのは間違いないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、A店に勤務していた旨申し立てているが、申立人が当該店舗が所在したと記憶する地域には類似の名称の店舗が複数存在する上、申立人は店舗が所在した具体的な住所、当該店舗を経営する事業所名及び当時の事業主の氏名を記憶しておらず、申立人が唯一記憶する同僚は、同姓同名の厚生年金保険の被保険者が多数存在し、生年月日が不明であるため特定することができず、申立てに係る事業所を特定することができないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間③については、申立人は、B店に勤務していた旨申し立てているが、申立人が当該店舗が所在したと記憶する地域には複数の同じ名称の店舗が存在する上、申立人は当該店舗が所在した具体的な住所、当該店舗を

経営する事業所名、当時の事業主の氏名を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができないことから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立期間④については、申立人は、C店に勤務していた旨申し立てしているところ、C店は、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所に該当していることを確認することができない上、申立人は当該店舗が所在した具体的な住所、当該店舗を経営する事業所名、当時の事業主の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、D協同組合に照会したところ、申立期間当時、E社が申立人の記憶する地域でC店の名称の店舗を運営していたことが確認できるものの、同社では、「当社は、正社員として雇用した場合は、必ず厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたが、パート又はアルバイトとしての勤務の場合は被保険者資格の取得手続を行っていない。申立人が当社に勤務していたか否かは、関連資料を保管していないため明らかではないが、当該手続を行っていないのであれば、申立人は正社員ではなかったと思われる。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は申立期間④のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

- 4 雇用保険の被保険者記録においても、申立人の全ての申立期間における被保険者記録は確認できない上、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から 33 年 6 月 15 日まで  
② 昭和 33 年 8 月 10 日から同年 9 月まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の被保険者記録について照会したところ、両申立期間の船員保険の被保険者記録が無いことが分かった。

両申立期間とも、A社（現在は、B社）の船舶に乗船していたのは間違いないので、両申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「両申立期間当時の人事関係及び社会保険関係の資料は保管していない。」と回答している上、申立人は船員手帳を所持しておらず、当時の事業主、及び申立人と一緒にA社が所有する船舶に乗船していたとする申立人が記憶する同僚は死亡しており、他の同僚の多くが申立人を記憶していないことから、申立人の両申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録が確認でき、所持する船員手帳において雇入及び雇止年月日が確認できる同僚二人については、当該雇入期間内に船員保険の被保険者記録が無い期間が確認できる上、前述の被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、当該同僚が記憶する勤務期間に船員保険の被保険者記録が無い期間が確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、全ての勤務期間について必ずしも船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用船舶所有者名簿によれば、A社が船員保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和 31 年 10 月 1 日であり、申立期間①のうち同年

5月から同年10月1日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人が両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、適用船舶所有者名簿によれば、A社の関連事業所である同社運搬部が船員保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和32年3月24日であり、申立期間①のうち31年5月から32年3月24日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社運搬部に係る船員保険被保険者名簿において、申立人に係る被保険者記録は見当たらない。



## 福岡厚生年金 事案 4051

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社（現在は、B社）のC担当として、D大学（現在は、E大学）においてC業務に従事しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する「社員社会保険等加入状況」及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成 5 年 10 月 1 日から 10 年 3 月 31 日までの期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の「社員社会保険等加入状況」において、申立人が、申立期間のうち、平成 5 年 10 月 1 日から 10 年 3 月 31 日までの期間において雇用保険に加入している記録は確認できるものの、健康保険厚生年金保険に加入している記録は確認できないところ、B社は、「D大学においてC担当に従事する従業員のうち、管理業務に携わる従業員を除く短時間就労者については厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は、短時間就労者であったため、雇用保険の被保険者資格の取得手続は行ったが、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続は行っていない。」と回答している上、元事業主及び申立期間当時に社会保険等の加入手続の事務に従事していたとする同僚は、「申立人は、勤務時間が5時間から6時間のパートタイムとしての勤務であったため、雇用保険のみ加入手続を行い、厚生年金保険の加入手続は行っていない。」と供述している。

また、B社に係るオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立人の夫のオンライン記録及び申立人の夫が勤務した事業所が加入していたE健康保険組合の回答により、申立人は申立期間のうち、平成5年10月20日から10年1月11日までの期間、及び同年1月22日から同年10月31日までの期間において、夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4052

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 1 日から 25 年 5 月 31 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B支店に勤務し、C担当として勤務していた期間で、入社直後から昭和 25 年 4 月までの期間の支店長はB支店長であり、同年 4 月から同年 5 月 31 日までの期間の支店長はD支店長であったことを記憶している。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る人事記録（退職台帳）によれば、申立人の同社における退社日は昭和 23 年 9 月 25 日と記録されており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 23 年 10 月 1 日と記録されており、当該記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が名前を挙げた、前述の被保険者名簿により確認できる支店長二人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間は、申立人が主張する各支店長の在籍期間とは相違している上、申立期間のうち、昭和 24 年 5 月 20 日から 25 年 5 月 31 日までの期間については、いずれの支店長も同支店における被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述の人事記録によれば、申立人は昭和 22 年 3 月 8 日に傭員として A 社 B 支店に入社した旨記録されており、同日から厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 10 月 15 日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、A 社は、「当該期間は試用期間であり、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。